平成２８年（フ）第２１５号
愛媛県松山市鉄砲町７番地６　シャルマンⅡ２－Ｃ
債務者　絹川　佳由
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１号
福岡県筑後市大字津島1376番地５
債務者　志岐　将洋
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第４５号
福岡県田川郡川崎町大字池尻1422番地の４、前住所福岡県田川郡川崎町大字田原220番地の25
債務者　堀　　広行
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第４７号
福岡県田川郡川崎町大字池尻897番地の22
債務者　入學　和子
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２９号
宮崎県日南市北郷町北河内4105番地、前住所熊本県阿蘇市西町472番地
債務者　樋之口一枝（旧姓須志田）
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第５２号
宮崎県都城市上長飯町60号１番地　Ｃ
債務者　吉田　大輔
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第７５号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4073番地１
債務者　桑畑新一郎
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１７８号
千葉県佐倉市大崎台１丁目29番地４　ドミール佐倉Ｂ棟101
債務者　遠藤　安男
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１７９号
千葉県佐倉市大崎台１丁目29番地４　ドミール佐倉Ｂ棟101
債務者　遠藤　敏子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４９号
長野県佐久市臼田779番地４、住民票上の住所長野県佐久市常和1157番地３
債務者　伊早坂吉治
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第５３号
長野県小諸市大字和田853番地57
債務者　佐藤やよ枝
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第５６号
長野県佐久市田口6328番地
債務者　森泉　秀樹
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１５号
長野県下伊那郡高森町下市田474番地１　サリーナス小川Ｂ号
債務者　宮下真由美
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第５２号
長野県飯田市山本1239番地１
債務者　金田　将志
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第５４号
長野県飯田市下殿岡27―１　リポージュ矢沢Ａ202、住民票上の住所長野県下伊那郡豊丘村大字神稲103番地１
債務者　今村　　翔
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２７７号
熊本市中央区渡鹿５丁目４番55号　渡鹿ハイム202
債務者　岩倉研一郎
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６９２号
名古屋市守山区廿軒家14番２号　桜坂苑202号
債務者　中島　晴美
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部